

中央区コインシャワー 営業施設に係る衛生指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央区におけるコインシャワー営業施設に係る構造設備及び衛生管理並びに当該施設の適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、コインシャワー営業施設の適正な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 コインシャワー営業 浴槽を持たないシャワーユニットを使用し、これに必要な附帯設備等を設け、専らシャワーのみを公衆に利用させる営業を言う。
- 二 営業者 コインシャワーの業を営む者をいう。
- 三 営業施設 営業者がコインシャワーの業を営むために設ける施設をいう。
- 四 シャワーユニット シャワー部と脱衣部が一体となった設備をいう。

(構造設備等の基準)

第3条 営業者は、営業施設の構造設備等について、次の各号に掲げるところに従い必要な措置を講ずるものとする。

- 一 隔壁等により外部と区分するとともに、シャワーユニットの配置及び使用状況等が外部から容易に見通せる構造とし、かつ、その他の施設等と区画すること
- 二 設置するシャワーユニットの台数及び附帯設備の設置状況等を勘案して、利用に支障のない適当な面積を確保すること。
- 三 適正な採光、照明を保ち、換気及び防湿が十分行える構造設備とし、かつ、ねずみ、昆虫等の防除が行える構造とすること。
- 四 施設内は、給湯ボイラーによる燃焼ガスの影響を受けない構造とすること。
- 五 シャワーユニット内は、外部から見通せない構造とし、シャワーユニットの出入口等は、かぎをかけることができるものとする。
- 六 シャワーユニットは、不浸透性材料を使用したものとする。
また、シャワーユニット内には、排水口を設け、清掃が容易な構造とすること。
- 七 シャワーユニットには、使用中であることが外部から確認できる表示装置を設置すること。
- 八 シャワーユニット内には、使用時における健康上の事故発生等に備えるため、外部に知らせるための非常通報装置（非常ベル）を設置すること。
- 九 シャワーユニット内の照明設備及び換気設備には、利用者の安全及び衛生の保持に十分配慮し、適正に作動する電源スイッチを設置すること。
- 十 排水設備は、排水管の末端を公共下水道に連結する等、排水を適正に処理できるものとする。
また、排水管等には、臭気の発散を防止する措置を講ずること。
- 十一 給湯設備は、温度調節が可能であり、かつ、安定した温度の湯が十分供給できるものとする。

と。

十二 営業施設及びシャワーユニット内には、ごみ容器を備えること。

十三 営業施設の入口又はシャワーユニット内には、下足箱を設置すること。

十四 便所を設置する場合は、シャワーユニットの使用に支障のない位置とし、専用の換気設備を設けること。

十五 手洗設備を設置する場合は、流水式とすること。

十六 自動販売機等を備える場合は、シャワーユニットの使用に支障のない場所に設置すること。

(衛生管理責任者等)

第4条 営業者は、営業施設を衛生的に管理するため、次の各号に掲げるところにより、営業施設ごとに衛生管理責任者（営業者が、衛生管理責任者を兼ねることを妨げない。）を置くものとする。

一 衛生管理責任者は、営業施設に常駐又は近隣に所在し、必要があれば直ちに当該営業施設の管理業務に従事できる者とする。

二 衛生管理責任者は、営業施設の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、第6条に事項に関し、適切な指導及び助言を行える者とする。

2 営業者は、前項に定める衛生管理責任者の氏名及び連絡先について、営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者が健康上の事故発生及び衛生上の問題点等を通報できるようにすること。

(衛生上講ずべき措置)

第5条 営業者は、営業施設に係る衛生上の必要な措置に関し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一 毎日清掃を行い、清潔の保持に努め、衛生上支障のないようにすること。また、シャワーユニットは、必要に応じ消毒すること。

二 常に排水が良好に行われるよう保持すること。

三 ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。

四 営業中の施設内は、十分な採光、照明を行い、常に適正な照度維持に努めること。

五 営業中の施設内は、十分な換気を行うこと。特にシャワーユニット内の換気には注意すること。

六 照明及び換気設備は、定期的に点検、清掃を行うこと。

七 給湯ボイラーは、定期的に保守点検を行い、安全及び衛生の確保に努めること。

八 シャワーノズル及び温度調節装置は、常に点検し、安全及び衛生の確保に努めること。

九 清掃用具及び消毒薬品は、かぎをかけることができる保管庫等に収納すること

十 ごみ容器のごみ及び排水口の目ざらの毛髪等は、適宜廃棄し、常に清潔を保持すること。

十一 シャワー及び手洗いには、飲用に適する水（水道法（昭和32年法律第177号）第4条に定める水質基準に適合するもの）を使用すること。

(利用方法等の周知)

第6条 営業者は、次の各号に掲げる事項について、シャワーユニット内の見やすい場所に掲示し、利用者に周知させるよう努めなければならない。

一 シャワーユニットの使用方法等に関する事。

二 犬、猫等ペットを連れての使用禁止に関する事。

三 その他営業施設の衛生保持及び安全確保のため、利用者に協力を要請すべき事項に関する事。

(営業施設の届出等)

第7条 営業者は、営業施設を開設したときは、保健所長あて、別記第1号様式による開設届を速やかに提出しなければならない。

- 2 営業者は、前項の届出事項に変更を生じたとき又は当該営業施設を廃止したときは、保健所長あて、別記第2号様式による変更届又は別記第3号様式による廃止届を速やかに提出しなければならない。
- 3 保健所長は、別記第4号様式による営業施設台帳を作成し、これを整理保管するものとする。
- 4 保健所長は、必要があると認めるときは、営業者に対し、当該営業施設の衛生管理に関して指導を行うことができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、営業施設に対する衛生指導に関して必要な事項は、保健衛生担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日9環衛第2306号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日11中総第1201号)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱等（以下「改正前の要綱等」という。）の規定による登録証、利用券、許可書その他これらに類するもので、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の要綱等の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、なお、使用することができる。

附 則 (平成13年4月1日13中衛管第47号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日17中衛管第738号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

年 月 日

保健所長殿

営業者 { 住所
氏名 印
電話 ()
{ 法人の場合は、その所在地
名称及び代表者氏名 }

コインシャワー営業施設開設届

下記のとおり開設したので、東京都中央区コインシャワー営業施設に係る衛生指導要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業施設名称 _____

所在地 _____ 電話 () _____

2 衛生管理者氏名

住 所 _____ 電話 () _____

管理状況 常駐 非常駐 (施設までの所要時間 _____ 分)

3 開設年月日

4 シャワーユニットの設置台数 _____ 台

5 構造設備の概要 _____ 別紙のとおり

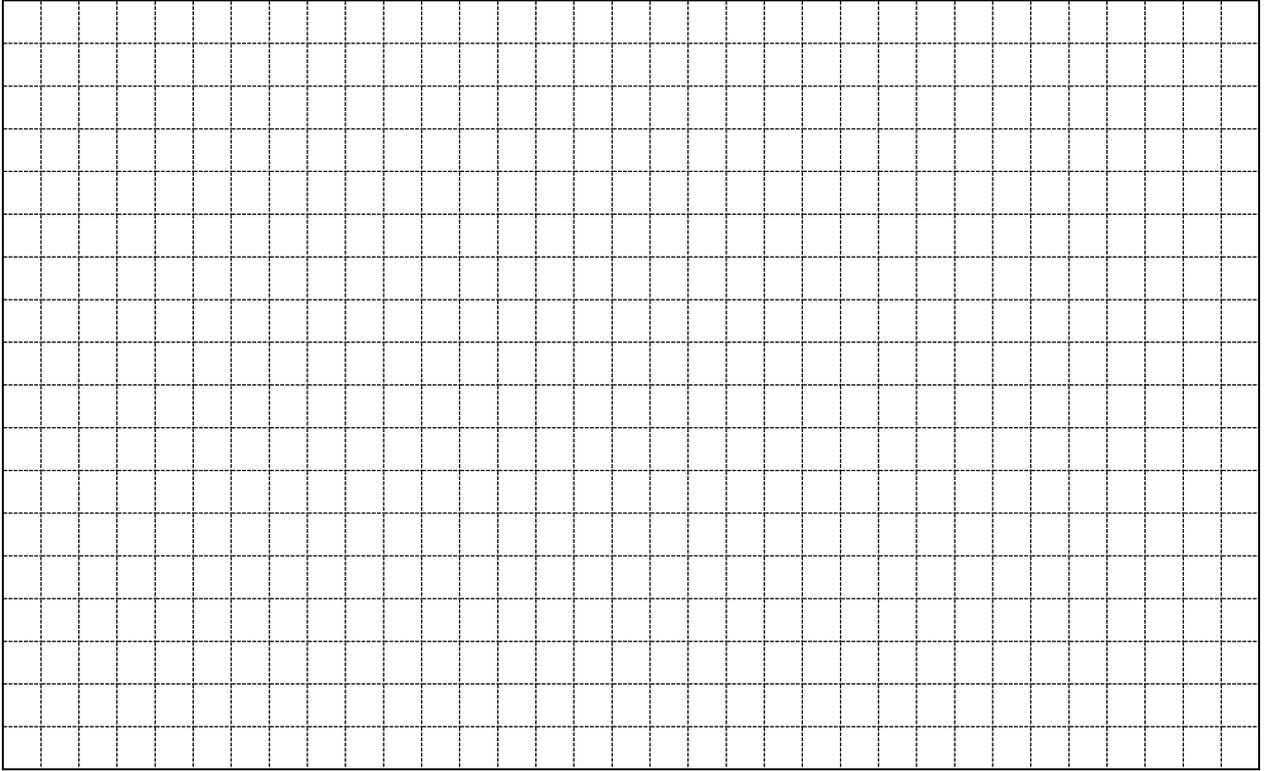
6 付近見取図及びシャワーユニット等の配置図 _____ 別紙のとおり

別紙

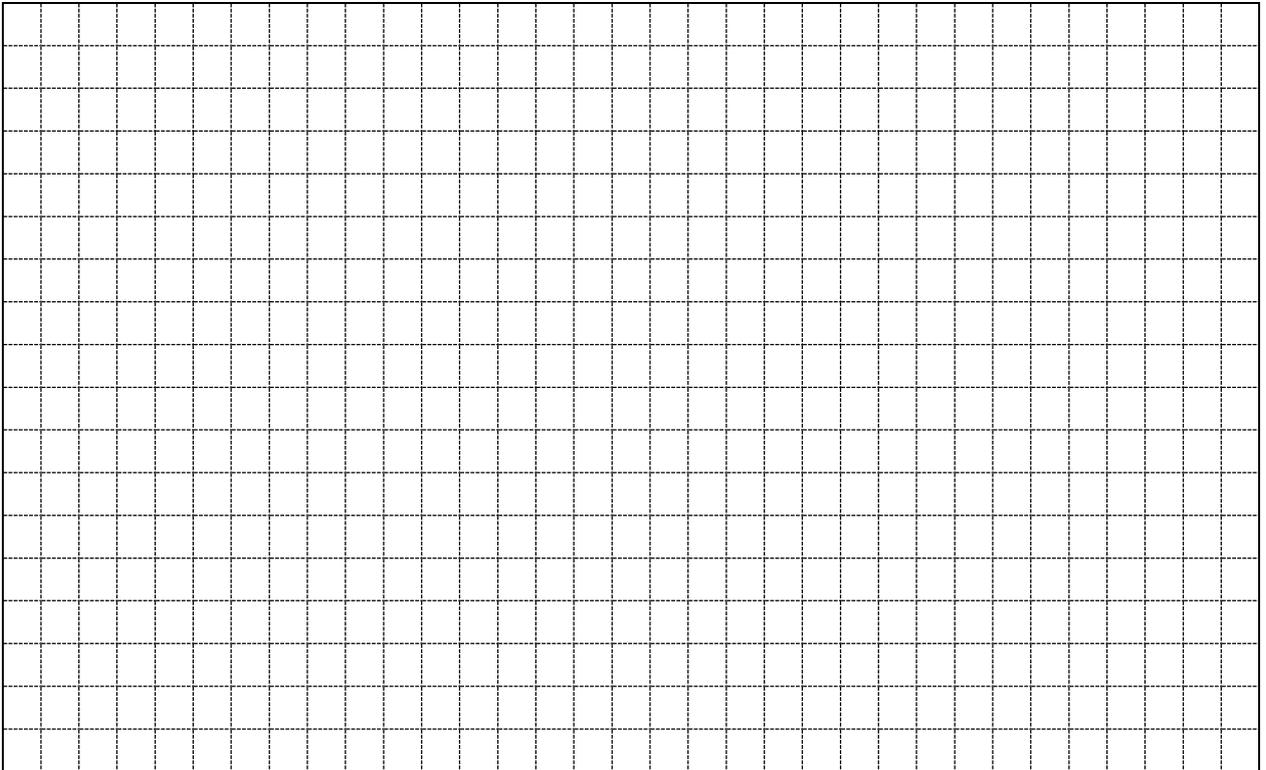
コインシャワー営業施設構造設備の概要

営業施設の概要	営業施設の面積	m ²		併設施設	有 () ・ 無		
	併設施設との区画	板、ガラス戸、壁、その他 () ・ 無					
	床材	コンクリート、タイル、板、その他 ()					
	壁材	コンクリート、タイル、板、その他 ()					
	照明	蛍光灯 W、 個		白熱灯 W、 個			
	換気設備	有 (換気扇……φ cm 台) ・ 無 ・ その他 ()					
	便所	有 (大 個、小 個) ・ 無		ゴミ容器	個	下足箱	有 ・ 無
シャワーユニット ・ 下足箱等	ユニット数	台		ユニット材質	ステンレス、FRP、その他		
	使用水	水道水、井戸水 その他 ()		排水	公共下水道、浄化槽 その他 ()		
	給湯設備	ガス、電気、石油 その他 ()		換気設備	有 (換気扇……φ cm 台) 無		
その他	非常通報装置	ベル、ブザー、電話、インターホン、その他 ()					
	自動販売機	有 (台、種類) ・ 無					
	衛生管理責任者への連絡先の掲示	有 ・ 無					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用中の表示装置 有 ・ 無 ・ 照明、換気設備の電源スイッチ 有 ・ 無 ・ 排水管等の臭気の発散を防止する装置 有 ・ 無 ・ 清掃用具、消毒薬品……かぎ付き保管庫 有 ・ 無 						

(付近の見取図)



(コインシャワー等の配置図)



年 月 日

保健所長殿

営業者 { 住所
氏名 印
電話 ()
法人の場合は、その所在地
名称及び代表者氏名 }

コインシャワー営業施設変更届

下記のとおり変更したので、東京都中央区コインシャワー営業施設に係る衛生指導要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業施設名称 _____

所在地 _____ 電話 () _____

2 変更事項

旧

新

3 変更年月日 年 月 日

添付書類 構造設備変更の場合は、その説明図

年 月 日

保健所長殿

営業者 { 住所
氏名 印
電話 ()
{ 法人の場合は、その所在地
名称及び代表者氏名 }

コインシャワー営業施設廃止届

下記のとおり廃止したので、東京都中央区コインシャワー営業施設に係る衛生指導要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業施設名称 _____

所在地 _____ 電話 () _____

3 廃止年月日 年 月 日

添付書類 構造設備変更の場合は、その説明図

(表)

コインシャワー営業施設台帳

No. _____

営業施設	名称		開設年月日	年 月 日
	所在地		届出年月日	年 月 日
営 業 者	氏 名		電 話	()
	住 所		他のコインシャワー 営業施設	有 () 件) 無
衛生管理責任者	氏 名		電 話	()
	住 所		管 理 状 況	常駐 ・ 非常駐 施設迄の所要時間 (分)
変 更 事 項 等				
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
(営業施設付近の見取図)			(営業施設の平面図)	

(裏)

構造設備の概要

No. _____

営業施設 の概要	営業施設の面積	m ²	併設施設	有 () ・ 無		
	併設施設との区画	板、ガラス戸、壁、その他 () ・ 無				
	床材	コンクリート、タイル、板、その他 ()				
	壁材	コンクリート、タイル、板、その他 ()				
	照明	蛍光灯 W、 個、白熱灯 W、 個				
	換気設備	有 (換気扇……φ cm 台) ・ 無 ・ その他 ()				
ユニット等	便所	有 (大 個、小 個)	ゴミ容器	個	下足箱	有 ・ 無
	ユニット数		ユニット材質	ステンレス、FRP、その他 ()		
	使用水	水道水、井水、その他	排水	公共下水、浄化槽、その他 ()		
	給湯設備	ガス、電気、石油、その他				
	換気設備	有 (換気扇……φ cm 台) ・ 無				
その他	非常通報装置	ベル、ブザー、電話、インターホン、その他 ()				
	自動販売機	有 (台、種類) ・ 無				
	衛生管理責任者への連絡先の掲示	有 ・ 無				
備考						

(ビジブル型式)